

## 各務原市桜ファミリークラブ規約

### 1、名称

「各務原市桜ファミリークラブ」とする

### 2、クラブ設立日

平成23年2月

### 3、設立目的

スポーツの振興及び参加者の健康、体力保持、増進を図るとともに、地域社会の連携、明るく豊かな生活の実現をめざすことを目的に、スポーツを通じ、心のふれあいを大切にしつつ、子供から高齢者まで参加できるクラブをめざして市の総合体育館を拠点として活動しています。

### 4、地区

各務原市近郊の地域

### 5、活動場所

- ・各務原市総合体育館メインアリーナ
- ・各務原市那加中学校グラウンド（サッカー）
- ・各務原市協定グラウンド南北（軟式野球 2月、11月開催予定）

### 6、事業内容（活動内容）

- ・バスケット
- ・軟式野球（2月、11月開催予定）
- ・卓球
- ・バレーボール
- ・ソフトバレーボール
- ・バトミントン
- ・サッカー

などの練習試合・各教室などを開催し、第2条の設立目的を目指します

### 7、参加対象

老若男女問わずスポーツが好きな方なら誰でも参加が可能です

### 8、年間費

- ・ファミリー会員（1,500円）
- ・一般会員（1,000円）
- ・中学生以下（500円）

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

入会申し込みは、毎週木曜日19時から各務原市総合体育館メインアリーナ入口又は那加中学校駐車場にて随時行っています

### 9、参加費（1人1回）

- ・会員100円（サッカーは200円）
- ・非会員300円

参加費の徴収は、毎週木曜日19時から各務原市総合体育館メインアリーナ入口又は那加中学校駐車場にて行います

- ・軟式野球に関しては、一律500円

野球の参加費の徴収は、各務原市協定グラウンドの南北グラウンドの間にあるトイレ近で徴収を行います

## 10、年会費及び参加費の使用目的

- ・会場使用料
- ・スポーツ障害保険代
- ・スタッフ謝金
- ・道具購入
- ・事務経費

など、クラブ運営に必要となる経費に当てます

## 10、活動日

毎週木曜日19：00～21：30（中学生以下は20：30 まで）

尚、中学生以下で保護者同伴なら、21：30 までとします

## 11、持ち物

体育館シューズ又は、各スポーツに必要な道具、消耗品等は各自お持ち下さい

尚、バトミントンラケット、卓球ラケット等一部クラブとして所持している物は数がある限り貸し出しは可能  
貸し出し物に関して、破損等があれば、使用者に修理代金又は購入金額の一部負担を請求する事があります。

## 12、休会日

- ・会場が使用不可の場合（休館日も含む）
- ・天候により使用不可若しくは警報が出た場合は、休会とします。

休会の場合は、ホームページ又はLINE等でお知らせいたします

## 13、会計に関して

毎年4月1日から翌年3月31日までとし、スタッフ会議にて会計が会計報告をする

監査は、会長及びスタッフメンバーの代表が行う

## 14、スタッフ会議

スタッフ会議は年1回または、必要される場合は随時開催する

そのスタッフ会議によって、スタッフメンバー3分の2以上同意が得れば、規約の変更・年会費又は参加費の見直し等の変更ができる

## 15、規約の変更等

第14条のスタッフ会議にて審議の上、決定する事ができる

変更の規約執行は新年度の4月からとする

尚、緊急性な変更はこの限りではない。

## 16、スタッフ

会長 1 名、副会長 2 名、会計 1 名、事務局長 1 名

日本体育協会公認アシスタントマネージャ 3 名在籍

他10 名運営スタッフ

スタッフ等は下記記載

会 長	山田 一道	副 会 長	矢野 勝治
副 会 長		事 務 局 長	西尾 詔洋
事 務 局 代 理	中島 功司	会 計	西 誓 子
ス タ ッ プ	永野 千敏	ス タ ッ プ	西 秀 人
ス タ ッ プ	横山 敏生	バスケット指導者	森 美希枝
バスケット指導者	浅野 あゆみ	サッカー指導者	神村 修一
サッカー指導者	野村 晃	サッカー指導者	小野木 正勝

17、事務局所在地

〒509-0135 各務原市鵜沼羽場町7-151 クリーニング ナカシマ（中島宅）TEL&FAX(058)384-2518

平日 月～土 午前7：00～21：00 木曜日 午後17 時まで 休業 日曜祝日

18、規約の執行

平成 28 年 4 月 1 日から執行